

川崎市血液対策連絡調整会議運営等要綱

(目的)

第1条 市民の輸血用血液を確保し、血液対策の適正にして円滑な運営をはかることを目的として、川崎市血液対策連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整会議は、前条の目的を達成するために、次の事項について連絡調整を行う。

- (1) 血液に対する正しい知識の啓発及び献血思想の普及に関すること。
- (2) 恒久的な献血者の確保のため、献血組織の育成及び指導方針に関すること。
- (3) 血液事業推進の能率的、効果的な運用を図るため、各資料の収集分析に関すること。
- (4) その他血液対策の推進に関する必要な事項

(組織)

第3条 調整会議の委員は、次に掲げる者として、別表に掲げる団体から推薦のあった者に就任を依頼する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 関係行政機関の職員

2 調整会議に会長及び副会長を置く。

3 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

4 会長は、調整会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の就任期間)

第4条 委員の就任期間は、就任した日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、欠員が生じたときに補充された委員の就任期間は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会議等)

第5条 調整会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会長は、調整会議の議事で議決が必要と判断したときは、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に調整会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 調整会議の事務局を健康福祉局保健医療政策部医事・薬事課に置き、庶務を処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第 3 条 関係）

公益社団法人川崎市医師会

川崎市全町内会連合会

川崎地域連合

川崎市地域女性連絡協議会

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会

川崎商工会議所

ライオンズクラブ国際協会 3 3 0 - B 地区

国際ロータリー第 2 5 9 0 地区

公益社団法人川崎市病院協会

川崎市立高等学校長会

川崎市 P T A 連絡協議会

一般社団法人川崎市薬剤師会

公益社団法人川崎市看護協会